

公開見積競争説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2025年3月26日付け公開見積競争公告に基づく公開見積競争については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定に定めるもののほか、下記で定めるとおとする。

記

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件名・人数 研究支援者派遣（中部25派024） 1名
- (2) 特 質 等 仕様書による
- (3) 派遣期間 2025年4月21日 ～ 2026年3月31日
- (4) 派遣場所 国立研究開発法人産業技術総合研究所
中部センター

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらで確保したのか、公開見積競争への参加を決めた時点で下記6. に連絡をすること。
また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 公開見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している。
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める研究所との間の取引割合が3分の1以上である。
- (2) 本公開見積競争公告の日から競争用見積書提出の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。なお、同要領第7条及び第8条における「一般競争」は、「公開見積競争」に読み替える。
- (4) スキルシート審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本公開見積競争に参加する者は、別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成や提出等の参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は、競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

- ① スキルシート
- ② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2025年4月2日（水）15：00 厳守

下記6. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

(3) 派遣労働者の要件

国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書による。

(4) スキルシート審査及び審査結果の通知

スキルシート審査は、上記(1)「①スキルシート」により行う。審査結果は審査後、速やかに通知する。

4. 見積競争に関する事項

(1) 競争用見積書の提出期限及び提出場所

2025年4月14日（月）17:00 厳守

下記6. に提出すること。

(2) 競争用見積書の提出方法

競争用見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に件名及び事業者名を記載した上で提出すること。

(3) 見積競争の無効

次に該当する競争用見積書による見積競争は無効とする。

- ① 上記2. の公開見積競争に参加する者に必要な資格を有しない者が提出した見積書
- ② 国立研究開発法人産業技術総合研究所において作成する仕様書及び見積競争関係書類の作成に関与した者が提出した見積書
- ③ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した見積書
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書について、虚偽が認められた者が提出した見積書

(4) 契約の相手方の決定方法

- ① 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な競争用見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- ② 上記①の場合において、予定価格の制限の範囲内でもっとも安価な競争用見積書を提出した者が二人以上いるときは、国立研究開発法人産業技術総合研究所が別に指定する日時及び場所において、それらの者がくじを引くことにより契約の相手方を決定する。
- ③ 上記②の場合において、欠席等によりくじを引かない者がいるときは、これに代わって本公開見積競争に関係のない国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員がくじを引く。

(5) 見積競争の辞退

本公開見積競争において参加の意思表示をした者は、契約の相手方の決定に至るまでは、下記6. に申し出ることにより、いつでも本公開見積競争の参加を辞退することができる。

なお、辞退した者は、これを理由として以後の公開見積競争について不利益な取扱いを受けるものではない。

5. その他

(1) 契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約の相手方の公表

本件の契約の相手先に決定した者は、契約件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約者の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

6. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Dグループ 幸田 真由美（こうだ まゆみ）

住所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群

つくばセンター 中央事業所2群

電話：050-3522-3065（直通）、029-860-5526（代表）

メール：kouda-mayumi@aist.go.jp

仕様書

件名	研究支援者派遣（中部25派024）
組織単位 （組織の名称）	極限機能材料研究部門
組織の長の職名	研究部門長
事業所の名称	国立研究開発法人産業技術総合研究所 中部センター
事業所の所在地	愛知県名古屋守山区桜坂四丁目205番地
派遣労働者の人数	1名
派遣期間	2025年4月21日～2026年3月31日
就業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
休日	所定休日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他産総研が定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
就業時間	9時0分を始業時刻、17時0分を終業時刻とし、休憩時間を除き、1日あたり7時0分勤務とする。
休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
時間外労働	必要に応じ、就業日以外の日（所定休日を除く）及び就業時間以外に就業を命じる場合がある。
休日労働	必要に応じ、所定休日に休日労働を命じる場合がある。
出張	必要に応じ、出張を命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
業務内容	極限機能材料研究部門で取り組む、「化学焼結による部材化プロセスおよび特性に関する研究」に関する研究実験を行う。具体的には以下の内容の実験を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・化学焼結用原料粉体の合成 ・セラミックスの粉体およびバルク体の分析 ・セラミックス部材の試作 ・データ整理、グラフおよびレポート作成など ・付随的業務は1割以内とする
政令で定める業務 （号）	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
責任の程度 （権限の範囲）	役職を有さない（部下なし）
危険有害業務の有無	あり
危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容	アルカリおよび酸性試薬の使用。劇物の使用。 いずれも、保護具の使用および教育訓練の実施を行い、研究者の管理下で行う。
派遣労働者に求める資格・技能等	<ul style="list-style-type: none"> ・理工系大学卒以上の学歴を有すること。 ・パーソナルコンピュータ等で「エクセル」の基本操作（関数使用と作図ができる程度）および「ワード」による文書作成に習熟していること。 ・パーソナルコンピュータ等で「パワーポイント」の基本操作（日々の実験記録や簡易的な説明資料の作成ができる程度）が可能なこと。 ・溶液や粉体薬品を用いた理化学実験の知識を有すること。 ・セラミックス材料を用いた焼成および分析実験の経験を有すること。 ・指揮命令者の指示の下、セラミックスの樹脂埋めと研磨および非常電処理が行えること。 ・指揮命令者の指示の下、電子顕微鏡による材料の観察が行えること。 ・指揮命令者の指示の下、硬さ試験機による材料の機械特性測定が行えること。

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2** 契約担当職は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

「契約事務取扱要領第8条」に該当する者は、その事実があった日以後2年以内の期間（別途定める）は、産総研の一般競争入札【公開見積競争含む】に参加することはできません。

【契約事務取扱要領第8条各号の詳細】

- 一 契約の相手方が契約の履行に当たり、自己の行為が契約の目的、契約の内容条件に適合しないことを認識しながら、工事若しくは製造その他役務について、手抜きをしたり、又は粗悪な物件を供給すること。
(給付の内容である物件の品質や数量に関して不正の行為をした者も同様。)
- 二 競争に参加する意思のない者が、特定の者の依頼を受けて入札についての現場説明会に参加し、依頼をした者の競争を有利ならしめるよう工作をした場合など。
- 三 略
- 四 監督又は検査の実施において、契約相手先が協力しない場合、又は、妨害した場合など。
- 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
(「正当な理由」とは、「天災地変等の災害」の他「物品を輸入して納入する契約において、契約後、輸入国内でストライキが発生し納入することが不可能となった場合」など、契約相手方の責に帰することができない相当の理由に限定される。)
- 六 略
- 七 略

競争参加のための書類一覧（労働者派遣）

○ 注意事項

- (1) 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 書類の作成及び提出にかかる費用は、競争参加者の負担となります。
- (3) 各書類の書式は、以下 URL からダウンロードしてください。
URL : http://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html
- (4) 書類は、持参・郵送・メールのいずれかの方法でご提出ください。
【原本提出】と記載の書類は、メール提出の場合でも原本（紙）をご提出ください。
- (5) 書類の押印については、別紙「契約手続きに必要な書類の押印見直しについて」（以下URL）をご覧ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/ouin.html

○ 提出期限 2025年4月2日（水）15：00 厳守（郵送の場合必着）

○ 提出書類

1. スキルシート（1部）

仕様書「派遣労働者に求める資格・技能等」に示す能力（スキル）に係るスキルシートを提出してください。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

(1) 参考見積書

- ① 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
- ② 見積額は、通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。

(2) 産総研OBの再就職者在職状況（別紙参照）

「公開見積競争説明書」2. (1)に該当しないことを確認するための書類です。

産総研OB（産総研において、役員又は課長相当職以上の職を経験した者）の在職状況に係る情報（氏名、産総研在職時の役職名、現在の職名等）をご提出ください。

※ 「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいいます。

(3) 契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない旨の「証明書」（別紙参照）

(4) 労働者派遣事業許可証の写し

(5) 反社会的勢力排除に関する誓約書【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

(6) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」【原本提出】

詳細及び書式は以下URLをご参照ください。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuuhi.html

※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。

※ 競争参加を辞退される場合は「入札等に関するアンケート」のみ提出をお願いします。また、「公開見積競争説明書」は適切に破棄してください。

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Dグループ 幸田 真由美（こうだ まゆみ）

住所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群 2-1C棟7階

電話：050-3522-3065（直通）、029-860-5526（代表）

メール：kouda-mayumi@aist.go.jp

産総研OBの再就職者在職状況

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法人番号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

産総研OBの再就職者在職状況は下記のとおりです。なお、在職状況に変更が生じた場合は、貴所に対して速やかに申し出ます。

記

1. 産総研OBの在職状況

- 在職者あり
 在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏 名：
現在の役職：
退職時の所属又は生年月日：

② 氏 名：
現在の役職：
退職時の所属又は生年月日：

証 明 書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

法 人 番 号
住 所
会 社 名
代 表 者
役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名
連 絡 先 (TEL)
(Mail)

当社は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「契約事務取扱要領第7条及び第8条」の規定に該当しないことを証明いたします。

入札等に関するアンケート

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々にご協力をお願いするものです。

特に、本入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、ご提出のほどよろしくお願いたします。

なお、アンケートの結果については、上述理由以外での使用は一切いたしません。

また、本アンケートの回答内容によって、以後の入札等および契約について不利益な取り扱いをうけることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【入札等件名】〔公開見積競争〕〔その他役務〕

件 名： 研究支援者派遣（中部25派024）

整理番号： オフライン

*回答方法

上記入札公告等に関し、以下の該当する項目の□欄にチェック（✓）を付してください（複数回答可）

問1．あなたは、次のどれに該当しますか。

- 入札等に参加した事業者
- 入札説明書、公募説明書又は公開見積競争説明書を受領したが、入札等には参加しなかった事業者

問2．上記の入札等を主にどのような方法でお知りになりましたか。

- 官報
- 産総研ホームページ（ 定期的にアクセスしている RSS機能を利用している ）
- 産総研の公告掲示
- 産総研から連絡があった
- その他（ _____ ）

問3．上記問1．で入札等には参加しなかったにチェックをした方は、その理由をお聞かせください。

それ以外の方は問4．にお進みください。

- 公告又は説明会から入札や契約までの期間が短く、間に合わないと判断した
- 技術審査書類の準備期間が短く、必要書類の提出が間に合わないと判断した
- 求められる資料の量が多く又、準備期間が短かった
- 会社又は配置予定技術者に求められる業務実績や資格が厳しすぎた
- 配置予定技術者に求められる資格を有する技術者がいなかった
- 仕様書の内容（事業の目的・内容・求められる成果物・審査基準等）がわかりにくい
- 仕様書で求められる装置・役務内容等のスペックを満たせる製品等を提供できない
- 参加しても受注の可能性が低いと判断した
 - 対競合他社との関係（ 他社の値引率が高いと判断した その他 _____ ）
 - 対代理店間関係
（ 担当地域外のため メーカーからの仕入れが見込めない その他 _____ ）
- 発注ロット（事業の規模）が小さかったため断念した
- 発注ロット（事業の規模）が大きすぎたため、対応が困難と判断した
- 採算が合わず利益確保が難しいと判断した
- 必要な人員、資材の確保等が困難と判断した
- 他の業務（工事等）との調整が困難と判断した
- 工期・履行期間が短く、履行が困難と判断した
- 納品後のアフターケアを確実に履行できるリスクがあると判断した
- その他の理由
（具体的に： _____ ）

【 裏面に続く 】

問4 . 産総研が発注する業務等に係る契約に関しまして、より透明性・競争性を高めるために改善すべき要望等などございましたら、下欄に自由にご記入願います。

ご協力ありがとうございました。

【事業者名】

【担当者名】

【連絡先】 (TEL)
(Mail)

○ 提出先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

総務本部 調達部 調達室 調達Dグループ 幸田

住 所：〒305-8568 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央事業所2群 2-1C棟7階

電 話：050-3522-3065 (直通)、029-860-5526 (代表)

メール：kouda-mayumi@aist.go.jp